

## 申請上の注意

### (全般)

- 1 授業料免除は、申請者数によって前回と結果が異なることがありますので、了解しておいてください。
- 2 申請書類は、家庭状況をよく確認し、前期は4月1日現在(予定)、後期は10月1日現在(予定)の状況を申請者本人が記入してください。

申請理由・家計状況が不明な申請は受け付けられません。

申請書提出後、前期は4月1日、後期は10月1日の状況に変化(例えば、転居・アルバイトを変更したなど)があった場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正をしてください。

後日、未申告の内容が判明した場合等には、申請取り消しとなることがあります。

また、免除決定までに休学・退学をする場合は、速やかに申し出て申請の取り下げをしてください。

### 3 調査書及び成績証明書等の提出について

本年度学部入学生は、出身高等学校等の成績資料を1部提出してください。前期申請時に提出した場合、後期には提出不要です。

### (後期申請)

- 1 前期分の免除結果が「不許可」の場合は、後期分授業料免除でもほとんどの場合同じ結果となります。ただし、不許可の理由が家計の場合で、10月現在(後期分申請時)の家計の状況が4月(前期分申請時)以降変化している場合はこの限りではありません。
- 2 後期の申請では、状況に変更がない場合も前期と同様の書類の提出が必要ですが、前期分の申請で提出したもの(所得証明書提出後に追加で提出したものも含めて)のコピーが利用できるものもあります。ただし、下記のものはコピーでは受け付けられないので新たに用意してください。

<必ず新規に作成が必要な書類>

- ・免除申請書 ・家庭状況調書 ・事情聴取調書 ・給与等支給(見込)証明書
- ・給与所得以外の所得(見込)申立書 ・その他 前期分申請時の状況と内容が異なるもの

### 3 その他

外国人留学生及び独立生計者は、10月1日現在、TA(ティーチングアシスタント)やRA(リサーチアシスタント)をしているとき、アルバイト収入の必要書類として次の書類と一緒に提出してください。

- ・採用通知書(写)：採用期間や時間単価のわかる書類
- ・勤務態様調書(写)：勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類